

盛岡市社会教育委員会議開催のお知らせ

令和6年度第2回盛岡市社会教育委員会議を次のとおり開催します。

令和6年10月16日

盛岡市社会教育委員会議

1 開催日時

令和6年11月21日（木）午後1時30分から

2 開催場所

盛岡市役所都南分庁舎4階 大会議室（盛岡市津志田14地割37番地2）

3 内容（予定）

（1）議事

- ア 第3次もりおか子どもの読書活動推進計画に係る令和5年度実績について
- イ 石川啄木記念館及び玉山歴史民俗資料館の開館時期の変更について
- ウ 令和7年度 社会教育行政の基本方針と主要施策について
- エ 令和7年度 文化財行政の基本方針と主要施策について
- オ 令和7年度 社会教育関係団体への補助金の交付予定について
- カ 社会教育・文化財行政への提言について

（2）その他

4 傍聴定員

10名

5 傍聴の可否及び手続

- （1）この会議は、傍聴することができます。
- （2）傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後1時20分までに会場においでください。
- （3）なお、開催時刻以降は、入室できない場合があります。
受付時間は午後1時から1時20分です。
- （4）傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。

6 問い合わせ先

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課 電話 019-639-9046

盛岡市社会教育委員会議傍聴要領

盛岡市社会教育委員会議

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、社会教育委員会議の議長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (3) 会議予定時刻を過ぎた場合は、入室できません。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議の傍聴に際し守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言に対し公然と意見を表明しないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、議事の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の妨げとなる行為を行わないでください。